

北杜市公の施設に係る指定管理者の情報公開に関する要綱

平成18年3月9日

告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、北杜市情報公開条例(平成16年北杜市条例第12号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けた団体等(以下「指定管理者」という。)が北杜市の公の施設(以下「施設」という。)の管理を通じて取り扱う文書の公開に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「文書」とは、指定管理者の役員又は職員(以下「役職員」という。)が施設の管理を行うため職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、指定管理者の役職員が組織的に用いるものとして、指定管理者が保有しているものをいう。ただし、民俗資料館その他の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理をしているもの及び図書館その他の施設において一般の利用に供することを目的として保有するものは除く。

(基本的な考え方)

第3条 指定管理者は、この告示を施行するに当たり、条例の目的にのっとりこの制度の適切な運用を行うとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限に配慮しなければならない。

(開示の申出ができるもの)

第4条 次に掲げるものは、指定管理者に対して文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る文書の開示に限る。)を申し出ることができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が行う事務事業に利害関係を有するもの

(開示申出の手続)

第5条 前条の規定による開示の申出(以下「開示申出」という。)は、指定管理者に対して、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)を提出してしなければならない。

らない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

(2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

ア 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地

イ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ウ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地

エ 前条第5号に掲げるもの そのものが有する利害を示す書面

(3) 文書の名称その他開示申出に係る文書を特定するために必要な事項

2 指定管理者は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたものの(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、指定管理者は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(文書の開示義務)

第6条 指定管理者は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が役職員及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員又は公務員等の職及び当該職務遂行

の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 指定管理者の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(4) 指定管理者、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 指定管理者、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第7条 指定管理者は、開示申出に係る文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 指定管理者は、開示申出に係る文書に非開示情報(第6条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、当該文書を開示することができる。

(文書の存否に関する情報)

第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、指定管理者は、当該文書の存否を明らかにし

ないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第10条 指定管理者は、開示申出に係る文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 指定管理者は、開示申出に係る文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 指定管理者は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示申出があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、指定管理者は、開示申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示申出に係る文書が著しく大量であるため、開示申出があった日から30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、開示申出に係る文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、指定管理者は、第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの文書について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条 開示申出に係る文書に指定管理者、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、指定管理者は、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書の表示その他指定管理者が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書の表示その他指定管理者が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が

判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている文書を第8条の規定により開示しようとするとき。
- 3 指定管理者は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、指定管理者は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第13条 文書の開示は、文書の開示をすることと決定された文書を保管している事務所の所在地において、指定管理者が第10条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

- 2 指定管理者は、開示申出者の求める方法の文書の開示により当該文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該文書の写しによりこれを行うことができる。

(法令による開示の実施との調整)

第14条 指定管理者は、法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる文書(北杜市手数料条例(平成16年北杜市条例第67号)別表第1項に規定する謄本若しくは抄本の交付又は別表に規定する閲覧の対象となる文書を含む。)については、文書の開示は行わない。

- 2 指定管理者は、市立図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができることとされているものについては、文書の開示をしないものとする。

(異議の申出等)

第15条 開示決定等について不服のある者は、開示決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、指定管理者に対し異議の申出をすることができる。

- 2 前項の異議の申出は、書面を提出してしなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の異議の申出があったときは、市長の意見を聴いて、当該異議の申出に回答しなければならない。

(報告の徴収)

第16条 指定管理者は、毎年一回、この告示の施行の状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、この告示の規定の施行に必要な限度において、指定管理者に対し、公の施設の管理を通じて取り扱う情報の公開に関し報告をさせることができる。

(費用負担)

第17条 文書の開示を受ける者は、実費の範囲内において、指定管理者が定める額の開示の実施に係る費用を負担しなければならない。

(文書の管理)

第18条 指定管理者は、この告示の適正かつ円滑な運用に資するため、文書を適正に管理しなければならない。

2 指定管理者は、文書の分類、作成、保存及び廃棄その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けなければならない。

(開示申出をしようとする者に対する情報の提供等)

第19条 指定管理者は、開示申出をしようとする者が容易かつ的確に開示申出をすることができるよう、指定管理者が保有する文書の特定に資する情報の提供その他開示申出をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じなければならない。

(情報提供の推進)

第20条 指定管理者は、文書の開示と併せて、指定管理者の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう努めなければならない。

(告示の改正)

第21条 指定管理者は、この告示の規定を改正しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第22条 この告示を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第15条、第16条及び第21条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、指定管理者

が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日後に作成し、又は取得した文書について適用する。